

保育所の施設整備にかかる補助制度について

施設整備を行う場合に、以下の補助制度があります。なお、基準額等は変更になることもあります。

a 補助対象

社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人及び公益財団法人

b 補助対象経費

種目	対象経費
本体工事費	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ)</p> <p>保育所の開設準備に必要な費用及び新たに土地を賃貸して保育所を整備する場合に必要な費用。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ)。</p>

次の経費は、対象外になります。

- ① 土地の買収または整地(伐採、表土処理、切土、盛土、締固め、残土処理、擁壁、集水枡(調整池)工事を含む。)に関する費用
- ② 職員の宿舎に要する費用
- ③ その他 施設整備費として適当と認められない費用

c 補助基準額

補助区分	基準額
定員 60人	99,900 千円
定員 100人	129,700 千円
設計料加算	本体工事費に係る基準額の5%(千円未満切り捨て)
開設準備費加算	1,500 千円

d 補助率

補助基本額(※)に加え、市負担額として補助基本額の1/8、及び市単独の補助として補助基本額の3/16が加算されます。したがって、事業者負担は補助基本額の3/16となります。

※ 補助基本額

上記補助基準額表で定める基準額の合計と、補助対象経費の合計に2/3を乗じた額を比較していずれか少ない方